

# 台湾向けりんご等生果実の選果 こん包施設等登録申請に係る手続き 等について

青森県りんご果樹課

令和5年4月20日

# 説明項目

1. 選果こん包施設等の登録
2. 選果こん包の実施
3. 台湾当局検査官による査察
4. 台湾向けりんごの台湾農薬残留基準の遵守

# 1.選果こん包施設等の登録①（実施要領第3）

**【注意】** 令和5年産りんご等生果実を輸出したい意向がある事業者は、**登録申請手続きが必要です（毎年申請）**。

- ① 選果こん包施設の責任者は、選果こん包施設登録申請書（第1号様式）、生産者名簿（別紙様式）及び自己診断チェックリスト（別紙様式）を作成
- ② 上記①を、県りんご果樹課へ提出

**【提出期限】 令和5年5月19日（金）必着**

**【Eメールによる提出】（推奨）**

ringo@pref.aomori.lg.jp

**【郵送による提出】**

〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県りんご果樹課 流通加工グループ 宛

**【FAXによる提出】**

FAX番号：017-734-8143

- ※当申請書の提出後（登録済みも含む）、その記載内容に変更があったときは、速やかに変更後の申請書を県りんご果樹課へ再提出する。

# 1.選果こん包施設等の登録②（実施要領第3・4）

## ① 生産園地の要件

- 選果こん包施設と同一県内に所在すること
- **防除暦**（各自準備すること。）に基づく的確な防除の実施
- **生産園地情報**（生産者氏名、住所等）及び**防除記録の保管** など

## ② 選果こん包施設の要件

- 県では、**5月下旬から**、登録申請があった選果こん包施設を対象とした、**巡回確認**を実施予定。
- **選果技術員**（選果技術員研修（6月下旬）を受講した者）の配置
- **登録生産園地のりんご等生果実を選果**
- 十分な照明設備及び選果設備
- 施設内における**粘着式トラップの設置と調査記録**（第4号様式）
- **夜間作業の制限（4/1～10/31）**  
（施設開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆等により、夜間作業は可能）
- 登録生産園地以外で生産された生果実の同時こん包の禁止（4/1～10/31）
- 病害虫被害果の適切な処理 など

## 2.選果こん包の実施

- **防除記録が記録・保管**されている生産園地の**生果実**を選果こん包すること。
- **モモシクイガ**や**アザミウマ**類など検疫対象病害虫の寄生果実除去等**適切な選果**を徹底すること。

### 【**モモシクイガ**が発見された場合】

#### ＜輸出検査時＞

- 当該荷口の輸出禁止
- **当該選果こん包施設**及び**当該生産園地の輸出停止**
- 原因究明と改善措置の報告 など

#### ＜輸入検査時＞

- 当該荷口の返送または廃棄（当該選果こん包施設及び当該生産園地の輸出停止）
- **当該県の全品目輸出停止**（再度発見された場合、**日本産の全品目輸出停止**）
- 原因究明と改善措置の報告 など

# 3.台湾当局検査官による査察

## <スケジュール (想定) >

- 8月下旬～ 農水省から実施に係る情報提供
- 9月中旬～ 県による事前確認及び指導
- **10月上旬～ 査察の実施 (関係書類、選果こん包施設及び生産園地の確認)**

## <準備する関係書類>

- 選果場見取図、査察対象生産園地の園地図及び位置図
- 防除暦、防除記録及びトラップ等施設調査記録表 (第4号様式)
- 選果施設作業日誌 など

## <査察対象となる選果こん包施設>

- 今年、**初めて登録した選果こん包施設【優先】** ←
- これまで査察対象となっていない選果こん包施設
- 上記以外の選果こん包施設

※査察後台湾で登録されて初めて輸出向けに利用可能

### <参考>本県における査察の実施状況

- 令和2年度(11月27日・30日):検査不合格施設が対象 ※日本側代替
- 令和3年度(11月19日):新規及び既登録施設が対象 ※日本側代替
- 令和4年度(10月3日・4日):新規及び既登録施設が対象



# 4.台湾向けりんごの残留農薬基準の遵守

## <発生事案>

- 令和4年11月に台湾へ輸出された県産りんごにおいて、台湾当局の検査により、では残留農薬基準値違反となった事案が発生。
- 県では、選果こん包施設事業者に対して、注意喚起を実施。

## <台湾向けりんごの残留農薬基準の遵守に向けた対応>

- ① りんごの輸出に際しては、輸出先の残留農薬基準や**輸出向けりんごの防除履歴を事前に確認**すること。特に早生種・中生種では作業日誌等により収穫時期を確認すること。
- ② 必要に応じて、**残留農薬分析を実施**の上、輸出先の残留農薬基準に適合していることを確認すること。
- ③ 適切な防除や防除履歴が確認できない場合、**当該りんごの輸出は行わない**こと。

<参考> 令和5年県りんご病害虫防除暦の中で、台湾残留農薬基準値が設定されていない農薬(成分)

○殺菌剤 カナメフロアブル(インピルフルキサム)、ミギワ20フロアブル(イプフルフェノキン)

○殺虫剤 ヨーバルフロアブル(テトラニリプロール)、アシノナピル(ダニオーテフロアブル)

# 5. 選果こん包施設事業者への依頼事項

## <残留農薬検査での不合格に対する台湾当局の措置内容>

- ① 台湾で不合格となったりんごは、台湾内で販売できないことから、台湾で廃棄処分するか返還される。
- ② 同一国から同一品目が6か月以内に3回不合格の場合、台湾当局から改善計画の提出が求められ、併せて、検査の抽出率が5パーセントから20パーセントに引き上げらる。また、改善計画を提出するまでに、3回不合格が発生した場合、全量検査となる。
- ③ 引き続き、不合格が出た場合は、その農産物の輸入禁止措置が講じられる。

## <依頼内容>

基準値超過事案を把握した際、**当課まで情報提供**をお願いします。



# (参考) 選果こん包施設登録申請書の記載例

第1号様式

## 台湾向け生果実選果こん包施設登録申請書

【記載例】

〇〇年〇〇月〇〇日

青森県 あて

会社・団体あてまたは担当者のメールアドレスを記載

選果こん包施設責任者

住所 弘前市大字上白銀町5-6

TEL 017-721-1111

E-mail ▲▲▲.〇〇@□□.jp

氏名 株式会社 植防商事

〇〇部長 青森一郎

同一人物となります。

下記の施設を台湾向け輸出生果実選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名 Name of packing house	選果生果実 Name of fruits	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名	夜間作業 の有無	備考
株式会社植防商事 りんごセンター Kabushikikaisya Syokubousyouji Ringo center	りんご Apple	弘前市大字上白銀町5-6 5-6, Kamishiroganecho, Hirosaki-shi 電話番号 (phone number) 017-123-5555	青森 一郎 Aomori Ichiro	弘前 太郎 青森 花子	有 ・ 無	※「有」の場合 ＜記載例＞ 施設内の開口部に防虫網を設置する。

選果こん包施設の連絡先である電話番号を記載する。

選果こん包施設責任者の氏名は、英文(姓一名)を併記する。

選果こん包実施報告書(第6号様式、実施要領第5)の作成する際、担当した選果技術員を記載することになる。なお、不測の事態に備え、二人以上の選果技術員の選定をお勧めします。

- (注) 1 選果こん包施設名、選果生果実、所在地及び連絡先、責任者氏名については英文併記と  
2 夜間作業を行なう場合は、備考欄に、再汚染防止措置の概略を記載すること。

# (様式)選果こん包施設登録申請書

第1号様式	台湾向け生果実選果こん包施設登録申請書				
				年	月
青森県	あて				日
			選果こん包施設責任者		
			住 所		
			T E L		
			E-mail		
			氏 名		

下記の施設を台湾向け輸出生果実選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名 Name of Packing house	選果生果実 Name of fruits	所在地及び連絡先 Address and Phone number	責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名	夜間作業 の有無	備考
					有 ・ 無	

(注) 1 選果こん包施設名、選果生果実、所在地及び連絡先、責任者氏名については英文併記とすること。

2 夜間作業を行う場合は、備考欄に、再汚染防止措置の概略を記載すること。



## (様式) 自己診断チェックリスト

(様式)

令和5年 月 日

台湾向けりんご等生果実の選果こん包施設 自己診断チェックリスト

事業者名 \_\_\_\_\_

○該当する項目に、チェック(レ印)してください。

1 登録申請する生産園地は、県内に所在するものですか。

2 最新のりんご防除暦を、施設内に掲示していますか。

3 施設内に、防虫対策のトラップ(ハエ取り紙など)を設置していますか。

4 昨年産りんご等生果実の防除履歴(落とし紙など)を保管していますか。  
(注)りんご等生果実の輸出の実施を問いません。

5 選果施設の作業日誌や製造日報を記録保管していますか。

6 台湾の残留農薬基準に適合していることを事前に確認していますか。

選果こん包施設申請書と併せて、提出して下さるようお願いします。

# (参考) 当資料、実施要領及び申請書様式(記載例)は、 県庁りんご果樹課ホームページから入手できます。



現在の位置 : ホーム > 組織でさがす > 農林水産部 > りんご果樹課 > 台湾向け生果実検疫実施要領及び登録申請について

関連分野 : 農業 静穏モード

更新日付 : 2023年4月20日 りんご果樹課

## 台湾向け生果実検疫実施要領及び登録申請について

選果こん包施設の責任者は、「台湾向け生果実選果こん包施設申請書(第1号様式)」、「台湾向け生果実輸出選果こん包施設に係る登録生産者名簿」及び「自己診断チェックリスト」を、令和5年(2023年)5月19日(金)までに、当課へ提出してください(電子メール、郵送またはFAX)。

台湾向け生果実検疫実施要領、 様式(第1号~第6号)

○台湾向け生果実選果こん包施設登録申請書(第1号様式)

ワード版[31KB]、 エクセル版[12KB]、 一太郎版[25KB]、 PDF版[55KB] 記載例[128KB]

○【様式】登録生産者名簿

エクセル[10KB]、 PDF[3KB]

○【様式】 自己診断チェックリスト[69KB]

○【令和5年度版】 台湾向けりんご等生果実の選果こん包施設登録申請に係る手続き等について(令和5年4月20日)[1462KB]